

# 一般社団法人全国腎臓病協議会定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、一般社団法人全国腎臓病協議会と称する。

(主たる事務所等)

**第2条** この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により社員総会の承認を経て、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

**第3条** この法人は、腎臓病に関する正しい知識の普及及び社会啓発並びに腎臓病患者の自立と社会参加の促進を図り、社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 腎臓病の予防及び治療に関する知識の普及と啓発事業
- (2) 腎臓病患者の自立を支援する事業
- (3) 腎臓病に関する調査研究と政策提言
- (4) 広報誌の発行及びホームページの運営等の広報事業
- (5) 腎臓病患者を支援する基金事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行なうものとする。

(公告)

**第5条** この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法による。

(機関の設置)

**第6条** この法人は、社員総会、理事、理事会、監事を置く。

## 第2章 会員

(種別)

**第7条** この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した都道府県単位の腎臓病患者及

びその家族を主たる構成員とする団体とし、同一都道府県から2団体以上の入会はできない。

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体。

(入会)

**第8条** 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

2 理事会は、正会員の入会について、社員総会で報告する。

(会費)

**第9条** 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

**第10条** 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

**第11条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第21条（特別決議）に定める社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

**第12条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。

(3) 正会員が解散、賛助会員が死亡又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

**第13条** 前3条の規定により会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種類)

**第14条** この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

**第15条** 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、一正会員につき1個とする。

(権限)

**第16条** 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の手続き及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規程
- (5) 収支決算書、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

**第17条** 社員総会は、法人法上の定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会を必要がある場合に開催する。

(招集)

**第18条** 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

**第19条** 社員総会の議長は、理事の中から会長が指名する。

(普通決議)

**第20条** 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(特別決議)

**第21条** 前条の規定にかかわらず次に掲げる事項は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部譲渡
- (6) 解散又は継続
- (7) 吸収合併及び新設合併
- (8) その他法令で定めた事項

(代理)

**第22条** 社員総会に出席できない正会員は、当該正会員の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を書面又は電磁的方法によりこの法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

**第23条** 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

**第24条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名と会長は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員等

(役員の設定等)

**第25条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、法人法上の代表理事とする。また、副会長を2名以内、専務理事1名、常務理事1名とする。
- 3 副会長、専務理事、常務理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とし、その他の理事のうち1名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

**第26条** 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の6分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

**第27条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、代表権の行使を除き、その業務を執行する。
- 4 副会長を除く業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

**第28条** 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

- 第29条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第25条（役員設置等）に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (解任)

- 第30条** 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。
- 2 監事の解任は、第21条（特別決議）の規定による。

#### (報酬等)

- 第31条** 理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める役員報酬規程に基づき、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

#### (責任の一部免除)

- 第32条** この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

#### (競業及び利益相反取引の制限)

- 第33条** 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
  - (2) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき。

- (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(理事の報告義務)

**第34条** 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(相談役及び顧問)

**第35条** この法人に、若干名の相談役及び顧問を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 相談役及び顧問の報酬については、別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬及びその職務を行うために要する費用として支給することができる。

(相談役及び顧問の職務)

**第36条** 相談役及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

**第37条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第38条** 理事会は、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(6) 前各号に定めるものの他、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所、その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(6) 第32条の責任の一部免除

(種類及び開催)

**第39条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて会長に書面による招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

**第40条** 理事会は、会長が招集する。ただし、第39条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、第39条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

**第41条** 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

**第42条** 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

**第43条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

**第44条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知

した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告についてはこの限りでない。

(議事録)

**第45条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、会長並びに出席した理事の中から会長の指名した3人及び監事は、議事録に記名押印をしなければならない。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

**第46条** この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

**第47条** 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

**第48条** 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

**第49条** 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

**第50条** 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

**第51条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第52条** この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、会長は理事会の決議にもとづき、予算成立の日まで、前年度の予算に準じ収入を得、

又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算等)

**第53条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(1) 監査報告

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

**第54条** この定款は、社員総会において、第21条の決議によって変更することができる。

(解散)

**第55条** この法人は、法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までの規定により解散するほか、社員総会において、第21条の決議によって解散することができる。

(残余財産の帰属等)

**第56条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 委員会

(委員会)

**第57条** この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 事務局

(設置等)

**第58条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

**第59条** この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

**第60条** この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 補則

(委任)

**第61条** この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

**第62条** この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

**第63条** この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

## 附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の役員は、次の通りとする。

代表理事	今井	政敏
理事	秋元	順雄
理事	秋山	祐一
理事	浅野	兵庫
理事	出森	幸一
理事	稲田	豊
理事	尾方	良光
理事	小野	誠
理事	金子	智
理事	木村	繁
理事	小平	敬明
理事	佐藤	博通
理事	玉置	幸利
理事	橋詰	忠雄
理事	馬場	享
理事	邊見	雄紀
理事	俣野	公利
理事	水本	承夫
理事	宮本	陽子
理事	柳	秀昭
監事	柿迫	宏則
監事	澤本	光廣

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 51 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 附 則

1 この定款は、2016 年 12 月 1 日から施行する。(一部改正)

- 2 この定款は、2017年11月27日から施行する。(一部改正)
- 3 この定款は、2022年6月18日から施行する。(一部改正)
- 4 この定款は、2024年6月29日から施行する。